

## 株主各位

宮崎県延岡市中の瀬町二丁目5955番地  
旭有機材工業株式会社  
代表取締役社長 藤原 孝二

### 第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月18日（木曜日）の営業終了時間（午後5時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成27年6月19日（金曜日）午前10時  
2. 場 所 宮崎県延岡市中の瀬町二丁目5955番地  
当社3階会議室  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

#### 3. 目的事項 報告事項

- 第94期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第94期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）および監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.asahi-yukizai.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、国内では、高止まり状況にあった原油価格が第2四半期以降急落し、また、日本銀行の更なる量的緩和等による円安の加速を受け、緩やかな回復基調にて推移しました。

また、海外においても、欧州経済の長引く停滞や、中国を含めた新興国の成長鈍化が見られましたが、米国景気が安定的に伸長したことから、概ね堅調に推移しました。

このような事業環境の中で、当社グループは、国内市場の深耕や既存の基幹事業の競争力強化に努め、また海外販売の拡大に向けた諸施策を実施するとともに、生産の合理化を推進してまいりました。

その結果、当連結会計年度の連結売上高は408億37百万円（前期比7.3%増）となり、連結経常利益は17億64百万円（同7.0%増）、連結当期純利益は11億51百万円（同14.6%増）となり、それぞれ前連結会計年度を上回りました。

#### [管材システム事業部門]

主力の樹脂製配管材料は、国内では、公共投資や国内設備投資が堅調に推移しましたが、前期の消費増税前の駆け込み需要の反動等により、売上は前期並みとなりました。一方、海外では、米国において、半導体投資が好調に推移したこと等から堅調に推移し、売上が増加しました。ダイヤモンド製品は、韓国の半導体投資が引続き好調に推移したため、売上が大幅に増加しました。また、海外ユーザーへの対応の強化および販売の拡大のため、欧州、韓国に販売子会社を設立しました。

利益面では、売上高の伸びに加えて、円安の効果や固定費の削減等により前期比で増加しました。

その結果、当事業部門の売上高は217億34百万円（前期比2.9%増）、営業利益は11億87百万円（同7.5%増）となりました。なお、前連結会計年度の第2四半期末に子会社化したドリコ(株)の事業については、前連結会計年度では「管材システム事業部門」に含めておりましたが、当連結会計年度より新たに「水処理・資源開発事業部門」として開示しております。それに伴い、前期比較については、前期の数値を変更後の事業部門区分に組み替えた数値で比較しています。

#### [樹脂事業部門]

主力の鋳物用途向け樹脂およびRCS（レジンコーテッドサンド）は、国内では、主要市場である自動車産業における前期の消費増税前の駆け込み需要の反動による生産台数減の影響を受け、売上は前期を若干下回りました。

建材や半導体・液晶パネルを主要市場とする機能樹脂事業では、断熱材向けおよびトンネル掘削時に用いる固結材向けのウレタン発泡材が売上を大きく伸ばしました。電子材料向け製品については、東アジア向けを中心に堅調に推移し、売上は前期を上回りました。コンポジット事業は新規用途の取り込みを図りましたが、新規受注には至らず、売上は減少しました。

海外においては、中国の旭有機材樹脂（南通）有限公司が売上を伸ばしました。また、インドのアサヒモディマテリアルズPvt.,Ltd.のRCS工場が完工し、間もなく商業運転を開始する予定です。

利益面では、売上の伸長に加え、固定費の削減等を進めましたが、国内において、主原材料価格の高騰への対応に苦慮し、価格転嫁が進まず、営業損失を解消するには至りませんでした。なお、中国の旭有機材樹脂（南通）有限公司において、期初より上昇基調にあった原材料価格の急落等の影響を受け、たな卸資産の評価損を計上いたしました。

その結果、当事業部門の売上高は136億35百万円（前期比5.0%増）、営業損失は2億84百万円（前期の営業損失は2億90百万円）となりました。

#### 〔水処理・資源開発事業部門〕

主力の水処理事業については、官需はアベノミクスによる公共事業投資が堅調でしたが、民需では設備投資回復の遅れの影響がみられました。この結果、受注済み案件の進捗により売上は増加しましたが、新規受注高は減少しました。一方、水処理施設等のメンテナンス・維持管理事業については、修繕工事の受注が増加したことにより好調に推移しました。

資源開発事業については、民間事業者から地熱井工事に多くの引き合いがきておりますが、原子力発電所の長期稼働停止の影響等により、電力会社からの受注が延期されました。

その結果、当事業部門の売上高は54億68百万円、営業利益は潜在需要の取込に向けた人材投資を積極的に行ったこと等により2億74百万円に留まりました。

#### 〔研究開発部門〕

当社グループの研究開発活動は、各事業部門の顧客ニーズを的確に把握し、基盤事業の強化を図るとともに、新規事業確立に向けた研究開発を推進してまいりました。

その中で、管材システム事業部門においては、従来、プラント向けに開発した自動バルブを再設計し、省スペースを必要とする装置向け需要に対して“vAlueV”（バリューブイ）シリーズエア式ボールバルブ／バタフライバルブを製品化し、上市いたしました。また、金属製バルブの代替需要を狙った新設計のフッ素樹脂バタフライバルブを上市し、競争力の向上を図りました。加えて、安価な簡易型ミキサーの開発を行い、上市の準備を推進しております。また、海水淡水化施設の高圧配管等に対応すべく、PP（ポリプロピレン）パイプ・継手に独自のプラスチック複合設計技術を応用した配管材料を開発し、国内外で実証試験を行っております。樹脂事業部門では、昨年上市したトンネル固結材の顧客ニーズに合わせた製品改良を推進するとともに、断熱材向け現場発泡製品の改良を行い、ラインナップの充実化を図りました。電子材料については金属含有量を一層低減させた商品の開発に注力いたしました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額の総額は37億70百万円であります。その内訳は、管材システム事業部門に23億42百万円、樹脂事業部門に7億10百万円、水処理・資源開発事業部門に6億40百万円、その他に78百万円であります。

### (3) 資金調達の状況

当社グループは、主要取引金融機関と貸出コミットメントライン契約および当座貸越契約を締結し、これに基づき必要な資金を効率的に調達しています。

### (4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く事業環境は、国内では、生産拠点の一部国内回帰の動きがみられ、また、2020年の東京オリンピック等に向けた都心部での投資の期待感から、緩やかな回復基調が続くものと思われれます。また、海外でも、底堅い米国経済がけん引役となる一方で、中国をはじめ新興国の景気減速が重石となり、回復基調であるものの力強さを欠くことが見込まれます。

このような事業環境の中、当社グループは、2013年度より中期経営計画「CHANGE13」に基づき売上拡大、収益力強化、事業領域の拡大に努めております。当中期経営計画の最終年度である本年度においても、継続して国内基盤事業の徹底した競争力強化および海外展開の加速を推し進め、収益力向上に努めてまいります。

管材システム事業部門では、基幹製品である樹脂配管材料の生産において、前年度に引き続きサプライチェーンを含め徹底した効率化を推進して競争力強化を図ってまいります。国内販売においては、当社の得意とするプラント設備で耐食技術と製品の使い易さを融合し、お客様に新たな価値を提供し、販売力を強化してまいります。また、設備の長寿命化に合わせて、配管材料のメンテナンス需要の取り込みを図ってまいります。海外販売においては、東南アジアでの市場拡大を目指し、現地の日系企業だけではなく、欧米系企業への販売にターゲットを当てた拠点の再構築を引き続き図ってまいります。

樹脂事業部門については、生産面において、主原材料価格の変化に柔軟に対応できるグローバルレベルでの最適な生産体制の構築に努めてまいります。また、基幹製品である鋳物用途向け樹脂製品の営業面において、当社の強みである顧客ニーズにきめ細やかに対応し得る技術力に一層の磨きをかけて、営業の効率化と差別化とを両立させ、事業基盤の強化を図ってまいります。また、順調に売上を拡大している機能樹脂事業においては、市場の変化に対応した製品の提供をこれまで以上に強化することで、更なる事業の拡大を図ってまいります。

水処理・資源開発事業部門では、主力の水処理事業において、機械器具設置に関わるエンジニアの増強と人材の育成強化により、設計、施工管理力の拡充を図り、受注拡大につなげてまいります。併せて、メンテナンス・維持管理事業においては、ビル中水等の設備のメンテナンス・維持管理業務の高度化を図り、確実な事業拡大につなげてまいります。また、資源開発事業では、大型の掘削リグの増強等を図り、活発化している民間事業者向け地熱井工事需要を積極的に取り込んでまいります。

研究開発につきましては、成長産業適応分野、高付加価値材料分野、水環境システム分野を中期的な重点分野と位置づけ、今後も得意技術の高度化や産官学研究機関との連携を図りながら推進してまいります。また、適時研究テーマの選択と集中を行い、人的物的資源の有効活用を図るとともに、開発と営業の一体化により市場ニーズを適切に把握し、それに適合した商品開発を加速してまいります。

当社グループといたしましては、これらの施策の着実な実行を通じて成長力・収益力の向上を図り、企業価値を高めてまいります。

## (5) 企業集団の財産および損益の状況

|                           | 第91期<br>平成23年度 | 第92期<br>平成24年度 | 第93期<br>平成25年度 | 第94期<br>平成26年度 |
|---------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 売上高 (百万円)                 | 34,062         | 32,167         | 38,057         | 40,837         |
| 経常利益 (百万円)                | 1,143          | 1,103          | 1,649          | 1,764          |
| 当期純利益または当期純損失(△) (百万円)    | 101            | △2,598         | 1,004          | 1,151          |
| 1株当たり当期純利益または当期純損失(△) (円) | 1.03           | △26.60         | 10.28          | 11.87          |
| 総資産 (百万円)                 | 49,812         | 47,469         | 53,811         | 57,697         |
| 純資産 (百万円)                 | 38,041         | 35,853         | 37,866         | 39,108         |
| 1株当たり純資産額 (円)             | 389.49         | 364.47         | 385.13         | 405.05         |

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

## ① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会社名                     | 資本金         | 当社の<br>議決権比率 | 主要な事業内容                          |
|-------------------------|-------------|--------------|----------------------------------|
| 旭有機材商事(株)               | 100百万円      | 100.0%       | 合成樹脂製配管材料の販売                     |
| エーオーシーアセンブル(株)          | 10百万円       | 100.0%       | 合成樹脂製配管材料の加工、組立                  |
| アサヒアメリカ, Inc.           | 10,316千ドル   | 100.0%       | 合成樹脂製配管材料の製造、販売                  |
| 旭有機材商貿(上海)有限公司          | 700千ドル      | 100.0%       | 合成樹脂製品の販売                        |
| 旭有機材閥門設備(上海)有限公司        | 2,100千ドル    | 100.0%       | 合成樹脂製配管材料の製造、販売                  |
| 旭有機材樹脂(南通)有限公司          | 17,600千ドル   | 100.0%       | フェノール樹脂の製造、販売                    |
| アサヒモディマテリアルズ Pvt., Ltd. | 300,000千ルピー | 51.0%        | レジンコーテッドサンドの製造、販売                |
| ドリコ(株)                  | 275百万円      | 100.0%       | 水処理施設設計、施工、維持管理の請負、さく井工事の設計および請負 |

(注) 連結子会社であったエーオーシーテクノ(株)は、平成26年7月7日開催の同社臨時株主総会で解散の決議を行い、同年11月6日をもって清算が終了したため、重要な子会社から除外しました。

## (7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

| 部 門 名               | 主 要 営 業 品 目                                                                         |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 管 材 シ ス テ ム 事 業 部 門 | 合成樹脂製バルブ、パイプ、継手、流量計、インラインミキサー、オゾン水生成装置、PP（ポリプロピレン）製耐食タンク、配管工事の設計、施工等                |
| 樹 脂 事 業 部 門         | フェノール樹脂（鋳物用、発泡用、建材用、電子材料用、一般工業用等）、レジンコーテッドサンド、ウレタン発泡材料、フェノール樹脂成形材料、ジアリルフタレート樹脂成形材料等 |
| 水処理・資源開発事業部門        | 水処理施設等の設計、施工、維持管理の請負、さく井工事の設計および施工等                                                 |

## (8) 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

|                            |                |                                                          |
|----------------------------|----------------|----------------------------------------------------------|
| 旭有機材工業(株)                  | 本 店            | 宮崎県延岡市中の瀬町二丁目5955番地                                      |
|                            | 東京本社           | 東京都港区浜松町二丁目4番1号<br>世界貿易センタービル20階                         |
|                            | 営 業 所<br>事 務 所 | 札幌・仙台・東京・名古屋・北陸（富山）・大阪・広島・高松・福岡・南九州（宮崎）・タイ               |
|                            | 工 場            | 延岡製造所（宮崎県延岡市）・栃木工場（栃木県大田原市）<br>愛知工場（愛知県扶桑町）・広島工場（広島県庄原市） |
|                            | 研 究 所          | 延岡研究所（宮崎県延岡市）<br>愛知研究所（愛知県扶桑町）                           |
| 旭有機材商事(株)（子会社）             | 本 社            | 東京都江東区                                                   |
| エーオーシーアセンブル(株)（子会社）        | 本 社            | 宮崎県延岡市                                                   |
| アサヒアメリカ,Inc.（子会社）          | 本 社            | アメリカ マサチューセッツ州                                           |
| 旭有機材商貿(上海)有限公司（子会社）        | 本 社            | 中国 上海市                                                   |
| 旭有機材閥門設備(上海)有限公司（子会社）      | 本 社            | 中国 上海市                                                   |
| アサヒコリア Co.,Ltd.（子会社）       | 本 社            | 韓国 京畿道                                                   |
| アサヒAVヨーロッパ GmbH（子会社）       | 本 社            | ドイツ ヘッセン州                                                |
| 旭有機材樹脂(南通)有限公司（子会社）        | 本 社            | 中国 江蘇省                                                   |
| アサヒモディマテリアルズPvt.,Ltd.（子会社） | 本 社            | インド グジャラート州                                              |
| ドリコ(株)（子会社）                | 本 社            | 東京都中央区                                                   |

## (9) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

## ① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数      | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|--------------|-----------------------|
| 1,219名（206名） | 29名増（38名増）            |

(注) 使用人数には臨時従業員および派遣社員数は含まれておらず、当該員数は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 682名(73名) | 12名減(1名減) | 42.1歳 | 19.0年  |

(注) 使用人数には臨時従業員数および派遣社員数は含まれておらず、当該員数は( )内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況(平成27年3月31日現在)

特記すべき事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況(平成27年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 199,000,000株
- ② 発行済株式の総数 99,002,000株
- ③ 株主数 9,997名
- ④ 大株主

| 株主名                                     | 持株数         | 持株比率   |
|-----------------------------------------|-------------|--------|
| 旭化成株式会社                                 | 29,196,674株 | 30.44% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                 | 2,519,000   | 2.63   |
| 株式会社宮崎銀行                                | 2,458,818   | 2.56   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)               | 2,004,000   | 2.09   |
| 日本生命保険相互会社                              | 1,797,888   | 1.87   |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 1,771,000   | 1.85   |
| 住友金属鉱山株式会社                              | 1,700,000   | 1.77   |
| 三菱商事株式会社                                | 1,100,300   | 1.15   |
| 旭有機材従業員持株会                              | 912,474     | 0.95   |
| 岡部株式会社                                  | 795,000     | 0.83   |

(注) 1. 当社は、自己株式3,072,264株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況 (平成27年 3月31日現在)

① 取締役および監査役の状況

| 地位      | 氏名    | 担当                             | 重要な兼職の状況                                                           |
|---------|-------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長   | 亀井啓次  |                                |                                                                    |
| 代表取締役社長 | 藤原孝二  | 社長執行役員<br>コンプライアンス担当           |                                                                    |
| 取締役     | 木下全弘  | 専務執行役員<br>管理本部長<br>環境安全・品質保証担当 |                                                                    |
| 取締役     | 富永恭爾  | 常務執行役員<br>技術開発・新規事業推進本部長       |                                                                    |
| 取締役     | 桑田雅之  | 執行役員<br>水処理・資源開発事業統括本部長        | ドリコ株式会社代表取締役社長                                                     |
| 取締役     | 三宅雄一郎 |                                | 弁護士(三宅法律事務所代表者)<br>山洋電気株式会社社外取締役<br>新電元工業株式会社社外監査役<br>株式会社タダノ社外監査役 |
| 常勤監査役   | 宮本智司  |                                |                                                                    |
| 監査役     | 栗野滋敏  |                                |                                                                    |
| 監査役     | 米林和吉  |                                | 弁護士(米林・藤瀬法律事務所代表者)<br>株式会社東京個別指導学院社外監査役<br>株式会社ベルニクス社外監査役          |

- (注) 1. 取締役三宅雄一郎氏は、社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役宮本智司氏および監査役米林和吉氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、三宅雄一郎氏および米林和吉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 当社は執行役員制度を導入しており、取締役兼務者以外の執行役員の役位、氏名および職名は次のとおりです。

| 役位   | 氏名    | 職名                                               |
|------|-------|--------------------------------------------------|
| 執行役員 | 橋元秀利  | アサヒアメリカ,Inc.会長                                   |
| 執行役員 | 中野賀津也 | 管材システム事業部長、旭有機材閥門設備(上海)有限公司董事長、旭有機材商貿(上海)有限公司董事長 |
| 執行役員 | 長田光巨  | 機能樹脂事業部長                                         |
| 執行役員 | 佐保静成  | 管材システム事業部次長、営業総部長                                |
| 執行役員 | 齊郷敏彦  | 旭有機材商事株式会社代表取締役社長                                |
| 執行役員 | 原田徳房  | 管材システム事業部次長、管材製造所長                               |



| 役 位     | 氏 名       | 職 名                                |
|---------|-----------|------------------------------------|
| 執 行 役 員 | 上 荷 田 洋 一 | 管理本部総務・人事部長                        |
| 執 行 役 員 | 山 下 栄 二   | 素形材事業部長、旭有機材樹脂（南通）有限公司董事長          |
| 執 行 役 員 | 大 西 勝 弘   | 管材システム事業部ダイマトリックス・装置・システム部長、海外営業部長 |

## ② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分             | 支 給 人 員  | 支 給 額       |
|-----------------|----------|-------------|
| 取 締 役           | 6 名      | 172百万円      |
| 監 査 役           | 3        | 35          |
| 合 計<br>(うち社外役員) | 9<br>(3) | 207<br>(29) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成4年6月26日開催の第71期定時株主総会において月額300万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第70期定時株主総会において月額500万円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労金の引当額、取締役分300万円、監査役分300万円（うち社外役員1名に対し300万円。）が含まれております。

## ③ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

| 地 位   | 氏 名       | 重 要 な 兼 職 先                                                        | 重要な兼職先と当社との関係              |
|-------|-----------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 取 締 役 | 三 宅 雄 一 郎 | 弁護士（三宅法律事務所代表者）<br>山洋電気株式会社社外取締役<br>新電元工業株式会社社外監査役<br>株式会社タダノ社外監査役 | いずれとも重要な取引その他の特別な関係はありません。 |
| 監 査 役 | 米 林 和 吉   | 弁護士（米林・藤瀬法律事務所代表者）<br>株式会社東京個別指導学院社外監査役<br>株式会社ベルニクス社外監査役          | いずれとも重要な取引その他の特別な関係はありません。 |

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 地位    | 氏名    | 出席状況および発言状況                                                                                                             |
|-------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役   | 三宅雄一郎 | 当事業年度において就任以降に開催された取締役会10回のうち8回に出席いたしました。法律の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づいて、客観的な視点から適宜必要な発言を行っております。                             |
| 常勤監査役 | 宮本智司  | 当事業年度に開催された取締役会14回および監査役会14回の全てに出席いたしました。全社あるいは事業部等の会議にも積極的に出席し、主要な事業所、グループ会社を往査し、当社の業務執行における適正性を確保するため適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役   | 米林和吉  | 当事業年度に開催された取締役会14回および監査役会14回の全てに出席いたしました。法律の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づいて、客観的な視点から適宜必要な発言を行っております。                             |

ハ. 責任限定契約の内容の概要

取締役三宅雄一郎氏および監査役米林和吉氏と当社との間では、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円または法令が規定する最低限度額のいずれか高い額となります。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称                                  あらた監査法人
- ② 報酬等の額

|                                      | 支払額   |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額                 | 34百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34百万円 |

- (注) 1. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条に基づく取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制は、以下のとおりであります。

I 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社の取締役および従業員は、法令、定款の遵守は言うまでもなく、社会の構成員として求められる社会倫理規範に基づき行動する責務を負っている。この認識に基づき、当社はグループ理念およびこれを実践するための根本規則として企業倫理要綱を定め、その徹底を図るために定期的に教育を行っている。また財務報告の信頼性を確保する体制を整えている。なお、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、企業倫理要綱に、いかなる関係も持つてはならないと定めており、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- ②当社は、「取締役会規程」に基づき、月1回以上、取締役会を開催している。また、取締役は取締役会を通じて他の取締役の業務執行の監督を行っている。
- ③経営方針等の最重要事項については、「取締役会規程」において、取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの事項については取締役会にて決定されている。
- ④取締役は、「決裁権限者規程」その他の社内規程に従って、その職務に責任を持ち、業務を執行している。また、従業員も同様に、「決裁権限者規程」その他の社内規程に従って、その職務に責任を持って業務を執行しており、担当の取締役がそれを監督している。
- ⑤当社は監査役設置会社であり、監査役は、取締役会やその他の重要会議に出席し、監査役会が定めた監査方針のもとに、業務執行状況について定期的に実地監査を行うなど、法令および定款に対する取締役の職務執行の適合状況を監査している。
- ⑥当社の企業倫理実践体制の強化を図るため、通常の報告経路から独立した社内通報制度として「企業倫理ホットライン」（内部通報制度）を設け、これによる通報に真摯に対応している。
- ⑦従業員の業務の執行状況を内部監査部門が「内部監査規程」に従ってモニタリングし、法令および社内規程の遵守状況等を定期的に社長に報告するとともに、適切な指導を行っている。また、監査役は従業員の業務執行状況において問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めている。

## II 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、決裁書類等を法令および社内規程に従い作成し、適切に保存・管理している。
- ②経営会議議事録その他経営および職務の執行に係る重要な情報や決定事項などは、所管部場にて作成し、「情報管理基本規程」その他の社内規程に基づき、適切に保存・管理している。なお、これらの情報の保存・管理状況については、内部監査部門が定期的に確認している。

## III 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社において企業活動に伴う損失の危険の管理については、事業遂行上の多様なリスクについて優先順位付けを行い、優先順位付けされた個々のリスクにつき、その発生を未然に防止するための手続き・体制や、発生した場合の対処方法を定める社内規程などを整備し、それに基づき所管部場が管理している。また、発生した重要な事象については取締役会に報告している。
- ②個々の部場の担当範囲を超える損失の危険の管理については、管理本部が全社的な観点からこれに対処するとともに、輸出管理法規や独占禁止法の遵守体制、財務報告の信頼性を確保する体制の整備など、組織横断的なチェック機能や牽制体制を構築し、法令に反した不適正な業務執行によるリスクの低減に努めている。
- ③取締役会、経営会議およびその他の重要な会議において、業務執行取締役、執行役員および経営幹部の従業員により、遺漏なく業務執行に関わる重要な報告が定期的になされている。

## IV 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、執行役員制度を導入しており、経営に関する機能分担を明確にして、権限委譲による意思決定と業務執行の迅速化を図っている。また、業務を執行する取締役は執行役員を兼務している。各執行役員は、取締役会が決定した経営方針に基づく業務執行権限を委譲され、上位の取締役の監督のもとで経営方針に従い、業務執行にあたっている。
- ②取締役社長決裁事項については、その判断の確保と意思決定における透明性を目的として、経営会議を原則として、月1回開催し、当該事項について十分な事前審議を行っている。
- ③当社は、取締役社長を議長とする経営会議において、各執行役員による業務執行状況の報告および経営に関する情報交換を行うこと等により、職務執行の効率向上を図る仕組みを設けている。
- ④生産・販売・損益等に関する情報は、ITを活用したシステムにより、迅速・的確に取締役提供されている。

## V 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の業務の適正を確保するために、当社のコーポレートガバナンス、コンプライアンス体制に準じた諸制度を子会社に導入し、その浸透に努めている。
- ②各子会社について担当の取締役を定めており、担当取締役より子会社の業務状況につき、取締役会において定期的に報告が行われている。
- ③経営に影響を及ぼす重要な事項の決定に関する当社の関与の仕組みを明確にした「グループ関係会社運営規程」に基づき、子会社を適切に管理している。
- ④当社の内部監査部門は、子会社の業務執行状況につき監査を実施し、定期的に社長に報告している。

Ⅵ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを決めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役より、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、当社の従業員から監査役補助者を任命する。

Ⅶ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
前項において、監査役補助者を置いた場合には取締役からの独立性を確保する。

Ⅷ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役および従業員は、監査役に報告すべき事項および方法について、定められた規程に沿って報告している。

②監査役は必要に応じて取締役および従業員に報告を求めている。

③監査役は、毎年度末に取締役に対し業務執行状況に関する確認書の提出を求めている。

④取締役および従業員は、業務執行に係る重要な会議につき、監査役に招集の案内を送付し、監査役は必要に応じて会議に出席している。

Ⅸ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役、従業員および内部監査部門、ならびに会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うとともに、業務執行を担当する取締役および従業員に対し業務執行に係る報告を定期的に求めている。

(5) 会社の支配に関する基本方針  
特記すべき事項はありません。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部   |        | 負 債 の 部       |        |
|-----------|--------|---------------|--------|
| 科 目       | 金 額    | 科 目           | 金 額    |
| 流 動 資 産   | 31,787 | 流 動 負 債       | 13,805 |
| 現金及び預金    | 7,937  | 支払手形及び買掛金     | 8,232  |
| 受取手形及び売掛金 | 14,437 | 短期借入金         | 1,087  |
| たな卸資産     | 8,485  | 未払法人税等        | 139    |
| 繰延税金資産    | 230    | その他           | 4,348  |
| その他       | 717    | 固 定 負 債       | 4,783  |
| 貸倒引当金     | △19    | 長期借入金         | 332    |
| 固 定 資 産   | 25,910 | 繰延税金負債        | 1,511  |
| 有形固定資産    | 16,997 | 退職給付に係る負債     | 1,620  |
| 建物及び構築物   | 4,699  | 役員退職慰労引当金     | 178    |
| 機械装置及び運搬具 | 3,575  | その他           | 1,143  |
| 土地        | 6,120  | 負 債 合 計       | 18,588 |
| 建設仮勘定     | 1,835  | 純 資 産 の 部     |        |
| その他       | 768    | 株 主 資 本       | 35,417 |
| 無形固定資産    | 960    | 資 本 金         | 5,000  |
| のれん       | 652    | 資 本 剰 余 金     | 8,479  |
| その他       | 309    | 利 益 剰 余 金     | 23,005 |
| 投資その他の資産  | 7,953  | 自 己 株 式       | △1,067 |
| 投資有価証券    | 4,667  | その他の包括利益累計額   | 3,406  |
| 繰延税金資産    | 27     | その他有価証券評価差額金  | 831    |
| 退職給付に係る資産 | 2,806  | 繰延ヘッジ損益       | △5     |
| その他       | 476    | 為替換算調整勘定      | 1,301  |
| 貸倒引当金     | △23    | 退職給付に係る調整累計額  | 1,278  |
| 資 産 合 計   | 57,697 | 少数株主持分        | 285    |
|           |        | 純 資 産 合 計     | 39,108 |
|           |        | 負 債 純 資 産 合 計 | 57,697 |

(記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。)

## 連結損益計算書

(平成26年 4月 1日から  
平成27年 3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額    |
|----------------|--------|
| 売上高            | 40,837 |
| 売上原価           | 28,764 |
| 売上総利益          | 12,074 |
| 販売費及び一般管理費     | 10,877 |
| 営業利益           | 1,197  |
| 営業外収益          | 698    |
| 受取利息           | 79     |
| 受取配当金          | 105    |
| 為替差益           | 296    |
| 持分法による投資利益     | 4      |
| 複合金融商品運用益      | 93     |
| 匿名組合投資利益       | 71     |
| その他            | 49     |
| 営業外費用          | 130    |
| 支払利息           | 22     |
| 支払補償費          | 41     |
| その他            | 67     |
| 経常利益           | 1,764  |
| 特別利益           | 262    |
| 固定資産売却益        | 262    |
| 特別損失           | 333    |
| 固定資産除却損        | 92     |
| 減損損失           | 97     |
| 投資有価証券評価損      | 77     |
| 事務所移転費用        | 66     |
| 税金等調整前当期純利益    | 1,694  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 502    |
| 法人税等調整額        | 44     |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 1,149  |
| 少数株主損失         | △2     |
| 当期純利益          | 1,151  |

(記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。)

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                   | 株 主 資 本 |               |               |                  |            | その他の包括利益累計額              |                 |                  |                          | 少数株<br>主分 | 純資<br>産計 |
|-----------------------------------|---------|---------------|---------------|------------------|------------|--------------------------|-----------------|------------------|--------------------------|-----------|----------|
|                                   | 資本金     | 資本<br>剰余<br>金 | 利益<br>剰余<br>金 | 自<br>株<br>己<br>式 | 株主資<br>本合計 | その他有<br>価証券<br>評価差<br>額金 | 繰延ヘ<br>ッジ損<br>益 | 為替換<br>算調整<br>勘定 | 退職給<br>付に係<br>る調整<br>累計額 |           |          |
| 当 期 首 残 高                         | 5,000   | 8,479         | 22,973        | △560             | 35,892     | 606                      | －               | 641              | 470                      | 257       | 37,866   |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額         |         |               | △550          |                  | △550       |                          |                 |                  |                          |           | △550     |
| 会計方針の変更を反映<br>した当期首残高             | 5,000   | 8,479         | 22,424        | △560             | 35,343     | 606                      | －               | 641              | 470                      | 257       | 37,316   |
| 連 結 会 計 年 度<br>中 の 変 動 額          |         |               |               |                  |            |                          |                 |                  |                          |           |          |
| 剰 余 金 の 配 当                       |         |               | △586          |                  | △586       |                          |                 |                  |                          |           | △586     |
| 当 期 純 利 益                         |         |               | 1,151         |                  | 1,151      |                          |                 |                  |                          |           | 1,151    |
| 連 結 範 囲 の 変 動                     |         |               | 17            |                  | 17         |                          |                 |                  |                          |           | 17       |
| 自 己 株 式<br>の 取 得                  |         |               |               | △507             | △507       |                          |                 |                  |                          |           | △507     |
| 株主資本以外の項目<br>の連結会計年度中<br>の変動額(純額) |         |               |               |                  |            | 225                      | △5              | 660              | 809                      | 29        | 1,718    |
| 連結会計年度中の変動<br>計 合 計               | －       | －             | 582           | △507             | 75         | 225                      | △5              | 660              | 809                      | 29        | 1,792    |
| 当 期 末 残 高                         | 5,000   | 8,479         | 23,005        | △1,067           | 35,417     | 831                      | △5              | 1,301            | 1,278                    | 285       | 39,108   |

(記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。)



## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 12社
- ・主要な連結子会社の名称  
アサヒアメリカ,Inc. エーオーシーアセンブル(株)  
旭有機材商事(株) ドリコ(株)  
旭有機材商貿(上海)有限公司 旭有機材樹脂(南通)有限公司  
旭有機材閥門設備(上海)有限公司 アサヒモディマテリアルズPvt.,Ltd.  
なお、新たに設立した子会社2社を連結の範囲に含めております。  
また、清算した子会社及び休眠決議をした子会社2社を連結の範囲から除いております。

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 ASAHI ORGANIC CHEMICALS INDIA Pvt.,Ltd.等  
非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産・売上高・当期純利益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しています。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社
- ・主要な関連会社の名称 旭エー・ブイ産業(株)

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 ASAHI ORGANIC CHEMICALS INDIA Pvt.,Ltd.等  
該当会社の当期純利益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)
- ロ. その他有価証券
  - ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
なお、組込デリバティブの時価を区分して測定できない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。
  - ・時価のないもの 移動平均法による原価法  
なお、投資事業有限責任組合等への出資については、最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ハ. デリバティブ 時価法

- ニ. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 主として定率法  
(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法
- ロ. 無形固定資産  
(リース資産を除く)  
・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法  
・その他の無形固定資産 定額法
- ハ. リース資産  
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約は振当処理によっております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ  
ヘッジ対象…売掛金、買掛金、支払利息
- ハ. ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する権限規程及び内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び将来の支払利息に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象の時価の変動の累計とヘッジ手段の時価の変動の累計を比較することにより、有効性を評価しております。また、為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であるため、有効性の評価を省略しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

- ・完成工事高及び完成工事原価の計上基準  
当連結会計年度末までの進捗について成果の確実性を認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の連結会計年度末における進捗度の見積りは原価比例法によっております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- イ. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- ロ. 退職給付に係る会計処理 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付

に係る調整累計額に計上しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の及ぶ合理的な期間で均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が392百万円減少、退職給付に係る負債が158百万円増加、利益剰余金が550百万円減少しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。また、当連結会計年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 33,146百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 99,002千株      | —            | —            | 99,002千株     |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 1,349千株       | 1,806千株      | —            | 3,155千株      |

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成26年6月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 293百万円
- ・ 1株当たり配当額 3.00円
- ・ 基準日 平成26年3月31日
- ・ 効力発生日 平成26年6月27日

ロ. 平成26年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 293百万円
- ・ 1株当たり配当額 3.00円
- ・ 基準日 平成26年9月30日
- ・ 効力発生日 平成26年12月8日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの  
平成27年6月19日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。
- ・ 配当金の総額 288百万円
  - ・ 1株当たり配当額 3.00円
  - ・ 基準日 平成27年3月31日
  - ・ 効力発生日 平成27年6月22日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に短期的な運転資金については銀行借入により調達しています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式と債券であり、四半期ごとに時価の把握を行っています。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

|               | 連結貸借対照表計上額 | 時 価    | 差 額 |
|---------------|------------|--------|-----|
| (1) 現金及び預金    | 7,937      | 7,937  | －   |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 14,437     |        |     |
| 貸倒引当金         | △19        |        |     |
| 計             | 14,418     | 14,418 | －   |
| (3) 投資有価証券    | 3,655      | 3,655  | －   |
| 資産計           | 26,010     | 26,010 | －   |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 8,232      | 8,232  | －   |
| (2) 短期借入金     | 1,087      | 1,087  | －   |
| (3) 長期借入金     | 332        | 355    | △23 |
| 負債計           | 9,650      | 9,673  | △23 |
| デリバティブ取引(※1)  | (5)        | (5)    | －   |

※1 デリバティブ取引によって生じた正味債権・債務は純額で表示しており、合計で正味債務となる項目には( )で示しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資産

#### (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

#### 負債

#### (1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 長期借入金

変動金利による長期借入金は金利スワップの対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金融機関から提示された価額等によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等（連結貸借対照表計上額517百万円）及び投資事業有限責任組合等への出資（連結貸借対照表計上額495百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、(3) 投資有価証券には含めていません。

6. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 405円05銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 11円87銭  |

7. その他の注記

(減損損失)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 用途      | 種類     | 場所        | 減損損失(百万円) |
|---------|--------|-----------|-----------|
| 発泡材料用設備 | 機械装置 他 | 愛知県丹羽郡扶桑町 | 97        |

当社グループは、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、発泡材料用設備については、収益性が低下したため帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載は省略しております。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部  |        | 負 債 の 部      |        |
|----------|--------|--------------|--------|
| 科 目      | 金 額    | 科 目          | 金 額    |
| 流動資産     | 21,656 | 流動負債         | 8,232  |
| 現金及び預金   | 4,756  | 支払手形         | 511    |
| 受取手形     | 4,878  | 電子記録債務       | 2,998  |
| 売掛金      | 5,154  | 買掛金          | 2,241  |
| たな卸資産    | 5,798  | リース債務        | 37     |
| 短期貸付金    | 730    | 未払金          | 136    |
| その他      | 341    | 未払費用         | 1,522  |
| 固定資産     | 25,708 | 未払法人税等       | 58     |
| 有形固定資産   | 11,059 | 預り金          | 39     |
| 建物       | 2,967  | その他          | 690    |
| 構築物      | 116    | 固定負債         | 3,574  |
| 機械装置     | 1,681  | リース債務        | 37     |
| 車両運搬具    | 3      | 預り保証金        | 1,065  |
| 工具器具及び備品 | 382    | 退職給付引当金      | 1,636  |
| 土地       | 5,588  | 役員退職慰労引当金    | 172    |
| リース資産    | 78     | 繰延税金負債       | 663    |
| 建設仮勘定    | 244    | 負債合計         | 11,805 |
| 無形固定資産   | 200    | 純資産の部        |        |
| ソフトウェア   | 170    | 株主資本         | 34,754 |
| その他      | 30     | 資本金          | 5,000  |
| 投資その他の資産 | 14,449 | 資本剰余金        | 8,479  |
| 投資有価証券   | 4,202  | 資本準備金        | 8,479  |
| 関係会社株式   | 5,489  | その他資本剰余金     | 0      |
| 関係会社出資金  | 1,823  | 利益剰余金        | 22,318 |
| 長期貸付金    | 1,673  | 利益準備金        | 1,250  |
| 長期前払費用   | 1,044  | その他利益剰余金     | 21,068 |
| その他      | 232    | 土地圧縮積立金      | 421    |
| 貸倒引当金    | △13    | 繰越利益剰余金      | 20,646 |
| 資産合計     | 47,364 | 自己株式         | △1,043 |
|          |        | 評価・換算差額等     | 805    |
|          |        | その他有価証券評価差額金 | 805    |
|          |        | 純資産合計        | 35,558 |
|          |        | 負債純資産合計      | 47,364 |

(記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。)

# 損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から  
平成27年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|
| 売上高          | 25,506 |
| 売上原価         | 18,110 |
| 売上総利益        | 7,396  |
| 販売費及び一般管理費   | 6,894  |
| 営業利益         | 502    |
| 営業外収益        | 638    |
| 受取利息         | 102    |
| 受取配当金        | 147    |
| 為替差益         | 246    |
| 複合金融商品運用益    | 93     |
| その他          | 50     |
| 営業外費用        | 78     |
| 支払補償費        | 41     |
| その他          | 37     |
| 経常利益         | 1,063  |
| 特別利益         | 13     |
| 固定資産売却益      | 13     |
| 特別損失         | 257    |
| 固定資産除却損      | 82     |
| 投資有価証券評価損    | 77     |
| 減損損失         | 97     |
| 税引前当期純利益     | 819    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 78     |
| 法人税等調整額      | △27    |
| 当期純利益        | 768    |

(記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                         | 株 主 資 本 |           |       |           |           |               |                 |             |
|-------------------------|---------|-----------|-------|-----------|-----------|---------------|-----------------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |       |           | 利 益 剰 余 金 |               |                 | 利 益 剰 余 金 計 |
|                         |         | 資 準       | 備 本 金 | そ の 他 本 金 | 利 準       | 益 金           | そ の 他 利 益 剰 余 金 |             |
|                         |         |           | 資 剰 余 | 利 準       | 益 金       | 土 地 圧 縮 積 立 金 | 繰 越 剰 余 金       |             |
| 当 期 首 残 高               | 5,000   | 8,479     | 0     | 1,250     | 401       | 21,035        |                 | 22,686      |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |         |           |       |           |           | △550          |                 | △550        |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 5,000   | 8,479     | 0     | 1,250     | 401       | 20,485        |                 | 22,136      |
| 事業年度中の変動額               |         |           |       |           |           |               |                 |             |
| 剰余金の配当                  |         |           |       |           |           | △586          |                 | △586        |
| 当期純利益                   |         |           |       |           |           | 768           |                 | 768         |
| 自己株式の取得                 |         |           |       |           |           |               |                 |             |
| 土地圧縮積立金の積立              |         |           |       |           |           | 20            | △20             | -           |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） |         |           |       |           |           |               |                 |             |
| 事業年度中の変動額合計             | -       | -         | -     | -         | 20        | 161           |                 | 181         |
| 当 期 末 残 高               | 5,000   | 8,479     | 0     | 1,250     | 421       | 20,646        |                 | 22,318      |

|                         | 株 主 資 本 |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|---------|-----------|-------------------------|-----------|
|                         | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 |           |
| 当 期 首 残 高               | △537    | 35,629    | 593                     | 36,222    |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |         | △550      |                         | △550      |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | △537    | 35,079    | 593                     | 35,673    |
| 事業年度中の変動額               |         |           |                         |           |
| 剰余金の配当                  |         | △586      |                         | △586      |
| 当期純利益                   |         | 768       |                         | 768       |
| 自己株式の取得                 | △507    | △507      |                         | △507      |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） |         |           | 211                     | 211       |
| 事業年度中の変動額合計             | △507    | △325      | 211                     | △114      |
| 当 期 末 残 高               | △1,043  | 34,754    | 805                     | 35,558    |

（記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。）



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                    |                                                                                                                              |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 満期保有目的の債券        | 償却原価法（定額法）                                                                                                                   |
| ② 子会社株式及び関連会社株式    | 移動平均法による原価法                                                                                                                  |
| ③ その他有価証券          |                                                                                                                              |
| ・時価のあるもの           | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）<br>なお、組込デリバティブの時価を区分して測定できない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。 |
| ・時価のないもの           | 移動平均法による原価法<br>なお、投資事業有限責任組合等への出資については、最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。                                                  |
| ④ デリバティブ           | 時価法                                                                                                                          |
| ⑤ たな卸資産の評価基準及び評価方法 | 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）                                                                                               |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                            |                                              |
|----------------------------|----------------------------------------------|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く）         | 定率法<br>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法 |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く）         |                                              |
| ・自社利用のソフトウェア               | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法                      |
| ・その他の無形固定資産                | 定額法                                          |
| ③ リース資産                    |                                              |
| 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法                    |

#### (3) 引当金の計上基準

- |             |                                                                                                                                                                                          |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 貸倒引当金     | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。                                                                                                       |
| ② 退職給付引当金   | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。 |
| ③ 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。                                                                                                                                                 |

- (4) 重要なヘッジ会計の方法
- |               |                                                                                                 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① ヘッジ会計の方法    | 為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たしている為替予約は、振当処理によっております。                                               |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…為替予約<br>ヘッジ対象…売掛金、買掛金                                                                     |
| ③ ヘッジ方針       | デリバティブ取引に関する権限規程及び内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。                                  |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | ヘッジの手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。 |
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 |
|-----------|-------------------------------|

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の長期前払費用が392百万円減少、退職給付引当金が158百万円増加、繰越利益剰余金が550百万円減少しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。また、当事業年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

|            |          |
|------------|----------|
| ① 商品及び製品   | 2,441百万円 |
| ② 仕掛品      | 1,906百万円 |
| ③ 原材料及び貯蔵品 | 1,450百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 30,438百万円

(3) 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 旭有機材商貿(上海)有限公司        | 58百万円 |
| アサヒモディマテリアルズPvt.,Ltd. | 7百万円  |

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|          |          |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 3,649百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 66百万円    |
| ③ 長期金銭債権 | 1,673百万円 |
| ④ 長期金銭債務 | 556百万円   |

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|       |          |
|-------|----------|
| ① 売上高 | 7,336百万円 |
| ② 仕入高 | 636百万円   |

## ③ 営業取引以外の取引高

134百万円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 1,267千株     | 1,805千株    | —          | 3,072千株    |

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

|              |         |
|--------------|---------|
| 賞与に関する未払費用   | 155百万円  |
| たな卸資産評価損     | 105百万円  |
| その他          | 54百万円   |
| (繰延税金資産小計)   | 314百万円  |
| 評価性引当額       | △314百万円 |
| 繰延税金資産純額（流動） | —百万円    |

繰延税金資産（固定）

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 退職給付引当金          | 605百万円    |
| 有価証券評価損          | 106百万円    |
| 繰越欠損金            | 1,479百万円  |
| その他              | 321百万円    |
| (繰延税金資産小計)       | 2,512百万円  |
| 評価性引当額           | △2,512百万円 |
| (繰延税金資産計)        | —百万円      |
| 土地圧縮積立金          | △199百万円   |
| 退職給付信託設定益        | △65百万円    |
| その他有価証券評価差額金     | △399百万円   |
| (繰延税金負債計)        | △663百万円   |
| 繰延税金資産(負債)純額（固定） | △663百万円   |

(法人税率等の税率変更等による繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.4%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.1%となります。この税率変更により、繰延税金負債の金額は68百万円減少し、法人税等調整額（貸方）が27百万円、その他有価証券評価差額金が41百万円、それぞれ増加しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 関連会社等

| 種類   | 会社等の名称             | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の<br>所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関係内容       |                | 取引の内容         | 取引金額<br>(百万円) | 科目            | 期末残高<br>(百万円) |
|------|--------------------|-------------------|---------------|-------------------------------|------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|      |                    |                   |               |                               | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係     |               |               |               |               |
| 子会社  | 旭有機材商事(株)          | 100               | 配管材料販売        | 所有<br>100.0                   | 有          | 当社製品の<br>販売代理店 | 当社製品の販売       | 2,871         | 売掛金           | 1,110         |
| 子会社  | 旭有機材樹脂<br>(南通)有限公司 | 1,693             | 鋳物用樹脂<br>販売製造 | 所有<br>100.0                   | 有          | 当社製品の<br>製造    | 資金の貸与<br>(純額) | △33           | 長期貸付金         | 1,473         |
| 関連会社 | 旭エー・パイ産業(株)        | 30                | 配管材料販売        | 所有<br>36.0                    | 有          | 当社製品の<br>販売代理店 | 当社製品の販売       | 2,798         | 受取手形及び<br>売掛金 | 1,333         |
|      |                    |                   |               |                               |            |                | 保証金の受入        | 14            | 預り保証金         | 556           |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

### 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 370円67銭  
(2) 1株当たり当期純利益 7円91銭

### 9. その他の注記

(減損損失)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 用途      | 種類     | 場所        | 減損損失(百万円) |
|---------|--------|-----------|-----------|
| 発泡材料用設備 | 機械装置 他 | 愛知県丹羽郡扶桑町 | 97        |

当社は、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、発泡材料用設備については、収益性が低下したため帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載は省略しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

旭有機材工業株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大塚 啓一 ㊟  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加藤 真美 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、旭有機材工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、旭有機材工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

旭有機材工業株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大 塚 啓 一 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 真 美 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、旭有機材工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。  
さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

旭有機材工業株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役（社外監査役） 宮 本 智 司 ㊟

監 査 役 粟 野 滋 敏 ㊟

監 査 役（社外監査役） 米 林 和 吉 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第94期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金3円 総額は287,789,208円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月22日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

##### ①商号の変更

当社は、業界において「旭有機材」という呼称で広く認識されております。当社事業のグローバル化進展の中で、国際的なブランド価値を更に高めるため、和英名ともにこれを統一し、商号を「旭有機材工業株式会社」から「旭有機材株式会社」に変更するとともに、英文表示を新たに「ASAHI YUKIZAI CORPORATION」と定めるため、現行定款第1条を変更するものであります。なお、商号変更の効力発生日については、移行準備の期間を確保するため、平成28年4月1日といたします。

##### ②事業目的の変更

企業集団における事業内容の多角化に対応して、現行定款第2条に、水処理・資源開発事業に関する事業目的を追加するものであります。

##### ③監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

##### ④責任限定契約の締結範囲の変更

会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により責任限定契約を締結できる取締役の範囲が変更されることを機に、監査等委員を含む非業務執行取締役には社内外を問わず広く適任者を得られるよう、現行定款第31条第2項の変更を行うものであります。なお、本定款変更については、各監査役の同意を得ております。



⑤取締役の上限員数の変更

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第20条を変更するものであります。

なお、本議案における定款変更については、特段の定めのない事項は本総会の終結の時をもって効力が発生するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)<br/>第 1 条 当社は<u>旭有機材工業株式会社</u>と称する。</p> <p>(目 的)<br/>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 合成樹脂およびその加工品の製造並びに売買</li> <li>2. バルブ、パイプ等の配管用機器・材料の製造並びに売買</li> <li>3. 水処理機器、公害防止機器の製造並びに売買</li> <li>4. <u>洗浄用装置の製造並びに売買</u></li> <li>5. <u>硅砂の加工品の製造並びに売買</u><br/>(新 設) <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <li>6. <u>配管工事、電気計装工事、土木建築工事の設計・施工並びに監理</u></li> </li></ol> | <p>第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)<br/>第 1 条 当社は旭有機材株式会社と称し、英文では、<u>ASAHI YUKIZAI CORPORATION</u>と表示する。</p> <p>(目 的)<br/>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (現行どおり)</li> <li>2. (現行どおり)</li> <li>3. <u>水処理機器、公害防止機器および洗浄用装置の製造並びに売買</u><br/>(削 除)</li> <li>4. (現行どおり)</li> <li>5. <u>各種水処理施設、温泉給湯設備および地域冷暖房設備の設計、施工および維持管理の請負</u></li> <li>6. <u>試錐および各種さく井工事の設計、施工および監理</u></li> <li>7. <u>地下資源を利用した発電およびその他の事業</u></li> <li>8. (現行どおり)</li> </ol> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>7. 産業廃棄物の処理・再生および再生品の売買</p> <p>8. 樹木の栽培その他の緑化事業</p> <p>9. 前各号に関連する技術指導および技術の販売</p> <p>10. 経理事務業務の受託並びに労働者派遣事業</p> <p>11. 前各号に関連する一切の事業</p> | <p>9. (現行どおり)</p> <p>10. (現行どおり)</p> <p>11. (現行どおり)</p> <p>12. (現行どおり)</p> <p>13. (現行どおり)</p>             |
| <p>第3条 (条文省略)</p>                                                                                                                             | <p>第3条 (現行どおり)</p>                                                                                        |
| <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会<br/>(新 設)</p> <p>4. 会計監査人</p>                                    | <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会<br/>(削 除)<br/>(削 除)</p> <p>2. 監査等委員会</p> <p>3. 会計監査人</p>  |
| <p>第5条～第19条 (条文省略)</p>                                                                                                                        | <p>第5条～第19条 (現行どおり)</p>                                                                                   |
| <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>                                                                                                                        | <p>第 4 章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</p>                                                                           |
| <p>(定 員)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>                                                                                | <p>(定 員)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> |
| <p>(選 任)</p> <p>第21条 (新 設)</p> <p>取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。</p>                                | <p>(選 任)</p> <p>第21条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p>            |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任 期)<br/>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(補欠選任)<br/>第23条 取締役が任期の満了前に退任したときは補欠選任を行う。但し、法定数を欠かない限り、これを延期し、又は行わないことができる。</p> <p>② 前項により選任された取締役の任期は、退任した者の任期の満了する時までとする。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会招集及び決議の方法)<br/>第25条 取締役会の招集の通知は各取締役及び各監査役に対して会日より5日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができるものとし、又取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。</p> <p>② 取締役会の決議は法令に別段の定めがあるときを除き取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を以てこれを決する。</p> | <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任 期)<br/>第22条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会招集及び決議の方法)<br/>第24条 取締役会の招集の通知は各取締役に対して会日より5日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができるものとし、又取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第26条～第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</p> | <p>(<u>監査等委員会及び監査等委員会規則</u>)</p> <p>第25条 <u>監査等委員会は監査等委員である取締役により構成し、法令又は定款に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p>② <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第26条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができるものとし、又監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第27条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> | <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> |
| <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>                                                                                                                            | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                      |
| <p>(定 員)</p>                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                   |
| <p>第32条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>                                                                                                               | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                      |
| <p>(選 任)</p>                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                   |
| <p>第33条 <u>監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。</u></p>                                                       | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                      |
| <p>(任 期)</p>                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                   |
| <p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>                                                                          | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                      |
| <p>(補欠選任)</p>                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                   |
| <p>第35条 <u>監査役が任期の満了前に退任したときは補欠選任を行う。但し、法定数を欠かない限り、これを延期し、又は行わないことができる。</u></p>                                                                   | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                      |
| <p>② <u>前項により選任された監査役の任期は、退任した者の任期の満了する時までとする。</u></p>                                                                                            | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                      |
| <p>(監査役会及び監査役会規程)</p>                                                                                                                             |                                                                                                                                                                   |
| <p>第36条 <u>監査役会は、監査役により構成し、法令又は本定款に別段の定めがある事項のほか、監査役の職務の執行に関する重要な事項を協議し、又は決定する。</u></p>                                                           | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                      |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                  | 変 更 案 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>② <u>監査役会に関しては特に法令又は本定款に別段の定めがある事項のほか、監査役会規程による。</u></p>                                                                                              | (削 除) |
| <p><u>(監査役会招集及び決議の方法)</u><br/> 第37条 <u>監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日より5日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができるものとし、又監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。</u></p> | (削 除) |
| <p>② <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるときを除き、監査役総数の過半数によりこれを決する。</u></p>                                                                                            | (削 除) |
| <p><u>(常勤の監査役)</u><br/> 第38条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>                                                                                          | (削 除) |
| <p><u>(報酬等)</u><br/> 第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                            | (削 除) |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u><br/> 第40条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</u></p>                    | (削 除) |
| <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>        | (削 除) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第41条及び第42条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第44条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第 5 章 会計監査人</p> <p>第33条及び第34条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第36条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除および監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会終結に伴う定款変更前の定款第40条の定めるところによる。</u></p> <p>第 2 条 <u>第1条（商号）の規定の変更は、平成28年4月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は、上記の効力発生日をもって削除されるものとする。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役6名全員が任期満了になります。また、当社は、第2号議案の「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。その候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)               | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | ふじ 原 孝 二<br>(昭和24年5月9日生)    | 昭和47年4月 旭化成工業株式会社入社<br>平成15年10月 旭化成ホームズ株式会社執行役員東京営業本部長<br>平成16年4月 旭化成株式会社執行役員<br>平成20年4月 旭化成ケミカルズ株式会社取締役専務執行役員<br>平成22年4月 旭化成株式会社常務執行役員<br>平成22年6月 同社取締役常務執行役員<br>平成23年4月 同社取締役専務執行役員<br>平成25年4月 同社取締役<br>平成25年6月 当社代表取締役社長執行役員、コンプライアンス担当(現任)<br>平成25年9月 当社管理本部長 | 31,395株        |
| 2         | きの 木 下 全 弘<br>(昭和27年7月29日生) | 昭和53年4月 当社入社<br>平成元年6月 当社取締役<br>平成10年6月 当社常務取締役<br>平成17年6月 当社樹脂事業部長<br>平成18年12月 旭有機材樹脂(南通)有限公司董事長<br>平成23年4月 当社取締役常務執行役員、管材システム事業部長、旭有機材商貿(上海)有限公司董事長、旭有機材閥門設備(上海)有限公司董事長<br>平成26年4月 当社取締役専務執行役員、管理本部長(現任)、環境安全・品質保証担当<br>平成27年4月 当社環境安全担当(現任)                    | 78,474株        |
| 3         | とみ 富 永 恭 爾<br>(昭和28年4月15日生) | 昭和52年4月 当社入社<br>平成16年3月 当社樹脂事業部樹脂製造所長<br>平成19年6月 当社樹脂事業部次長<br>平成20年6月 当社取締役樹脂事業部担当補佐<br>平成21年4月 旭有機材樹脂(南通)有限公司董事長<br>平成23年4月 当社取締役執行役員、樹脂事業部長<br>平成25年4月 当社技術開発・新規事業推進本部長(現任)、環境安全・品質保証担当<br>平成26年4月 当社取締役常務執行役員(現任)                                              | 26,795株        |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | 桑田 雅之<br>(昭和29年8月23日生)   | 昭和53年4月 旭化成工業株式会社入社<br>平成17年9月 旭化成メディカル株式会社経営企画室長<br>平成19年10月 旭化成クラレメディカル株式会社経営企画室長<br>平成21年6月 当社社長付<br>平成21年6月 当社経営企画部長<br>平成22年6月 当社取締役、経営企画部、情報システム、物流企画部担当<br>平成23年4月 当社取締役執行役員、管理本部長<br>平成25年9月 ドリコ株式会社代表取締役社長(現任)<br>平成26年4月 当社水処理・資源開発事業統括本部長(現任)<br>平成27年4月 当社取締役常務執行役員(現任) | 24,339株    |
| ※5    | 中野 賀津也<br>(昭和32年12月23日生) | 昭和56年4月 旭化成工業株式会社入社<br>平成17年10月 旭化成建材株式会社東京住宅資材営業部長<br>平成21年4月 当社入社<br>平成21年7月 当社樹脂事業部発泡材料事業推進部長<br>平成23年4月 当社執行役員(現任)、樹脂事業部次長<br>平成25年4月 当社機能樹脂事業部長、発泡材料営業部長<br>平成26年4月 当社管材システム事業部長、旭有機材商貿(上海)有限公司董事長、旭有機材閥門設備(上海)有限公司董事長(現任)                                                     | 10,384株    |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 旭化成工業株式会社は平成13年1月1日に商号変更し旭化成株式会社となりました。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案の「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。その候補者は次のとおりであります。なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※1    | 宮本 智司<br>(昭和29年12月2日生) | 昭和54年4月 旭化成工業株式会社入社<br>平成16年4月 旭化成ケミカルズ株式会社人事室長<br>平成19年7月 アサヒカセイプラスチック(アメリカ),Inc.副社長<br>平成22年4月 旭化成ケミカルズ株式会社交換膜事業部長<br>平成24年4月 旭化成株式会社社長付<br>平成24年6月 当社常勤監査役(現任) | 14,804株    |

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                    | 所有する当社株式の数 |
|--------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※<br>2 | み 三 宅 雄 一 郎<br>(昭和22年8月8日生)   | 昭和47年4月 弁護士登録(東京弁護士会入会)<br>昭和47年4月 三宅法律事務所入所<br>平成11年6月 山洋電気株式会社社外取締役(現任)<br>平成15年6月 新電元工業株式会社社外監査役(現任)<br>平成20年6月 株式会社タダノ社外監査役(現任)<br>平成26年6月 当社社外取締役(現任)                                             | 3,000株     |
| ※<br>3 | にし 西 村 富 士 夫<br>(昭和24年6月20日生) | 昭和49年4月 旭化成工業株式会社入社<br>平成10年6月 旭化成せんい株式会社ロイカ工場長<br>平成15年1月 同社レオナ繊維工場長<br>平成16年4月 同社レオナ繊維事業部長<br>平成18年4月 旭化成ケミカルズ株式会社ポリマー製品事業部次長<br>平成18年9月 旭化成株式会社守山支社長<br>平成21年4月 旭化成せんい株式会社取締役常務執行役員<br>平成23年6月 同社退職 | 一株         |
| ※<br>4 | かみ 紙 田 幸 一<br>(昭和30年6月5日生)    | 昭和54年4月 当社入社<br>平成19年5月 当社新規・開発本部知的財産部長<br>平成21年4月 当社新規・開発本部管材システム技術開発センター長<br>平成22年7月 当社新規・開発本部樹脂技術開発センター長<br>平成23年9月 当社樹脂事業部素形材技術部長<br>平成25年4月 当社管材システム事業部技術部長<br>平成27年4月 当社社長付(現任)                  | 一株         |

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 旭化成工業株式会社は平成13年1月1日に商号変更し旭化成株式会社となりました。
4. 宮本智司氏および三宅雄一郎氏ならびに西村富士夫氏は社外取締役候補者であります。
5. 宮本智司氏は、これまで培ってきた事業経営における豊富な経験や幅広い見識を有しており、監査等委員である社外取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって3年となります。
6. 三宅雄一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務等に精通しており、企業経営に関する十分な見識を有しておられることから、監査等委員である社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって1年となります。
7. 西村富士夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。なお、同氏は、これまで培ってきた事業経営における豊富な経験や幅広い見識を有しておられることから、監査等委員である社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
8. 当社は、三宅雄一郎氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円または法令が規定する最低限度額のいずれか高い額としており、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、西村富士夫氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）および監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成4年6月26日開催の第71期定時株主総会において月額30百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と定められております。当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、これに伴い、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現行の取締役の報酬枠を廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額を年額3億円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は6名ですが、第2号議案乃至第4号議案が原案どおり承認可決されまると、取締役（監査等委員である者を除く。）は5名、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

#### 第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役亀井啓次氏は本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。また、監査役宮本智司氏は第2号議案の「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い退任されます。これらを受け、両氏に対し在任中の労に報いるため、当社の定める基準に従って、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。その金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名       | 略歴                                                                |
|----------|-------------------------------------------------------------------|
| かめ 井 啓 次 | 平成23年6月 当社代表取締役社長執行役員<br>平成25年6月 当社代表取締役会長<br>平成26年6月 当社取締役会長（現任） |
| みや 本 智 司 | 平成24年6月 当社常勤監査役（現任）                                               |

以上

# 株主総会会場ご案内図

宮崎県延岡市中の瀬町二丁目5955番地

当社 3階 会議室

電話 (0982) 35-0880

